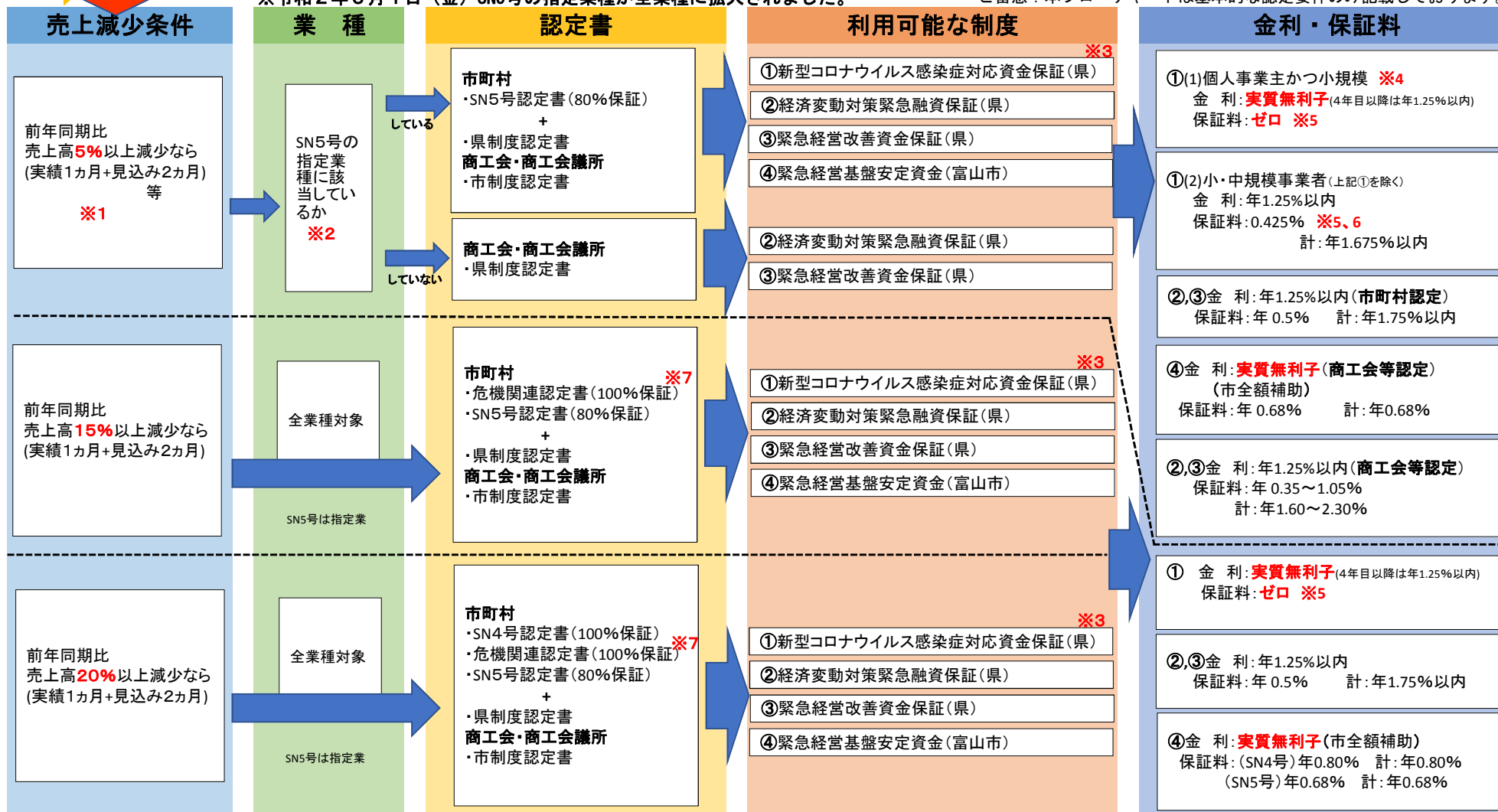


新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

# 新型コロナウイルス感染症に係る県・市制度融資フローチャート

※令和2年5月1日（金）SN5号の指定業種が全業種に拡大されました。

ご留意：本フローチャートは基本的な認定要件のみ記載しております。



※1 時限的な運用緩和措置（原則は実績3ヵ月との比較になります。）  
 ※2 令和2年6月15日（月）現在 【指定業種】全業種  
 ※3 本制度についてはSN・危機関連認定書のほか、県制度利用申込書・金融機関チェックシート（保証協会宛て）が必要となります（県制度認定書は必要ありません。）  
 ※4 小規模の定義：従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者  
 ※5 条件変更に伴い追加して生じる保証料については、事業者負担となります。  
 ※6 経営者保証免除対応を適用する場合は、年0.525%となります。  
 ※7 危機関連認定書については、本フローチャートに記載の県制度以外の他の県・市制度融資については利用することができませんのでご注意ください。（協会制度：危機関連保証はご利用いただけます。）